

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	管財課
委 託 業 務 名	庁舎別館吸収式冷温水発生機保守点検業務委託
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町
概 要	庁舎別館地階機械室内の冷温水発生機 2 基の保守点検
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 3 月 2 5 日
契 約 金 額	4, 9 6 3, 2 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大阪府中央区博労町 3 丁目 5 番 1 号 御堂筋グラントワー 1 1 F 〔名 称〕 パナソニック産機システムズ株式会社 近畿支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該業者は、庁舎別館に設置している吸収式冷温水発生器を製造したパナソニック(株)の業務用設備機器の直販・サービスエンジニアリング会社として、保守点検や修理を専門業務としている業者であり、当該業者が唯一、迅速な部品調達などの対応を行うことができる業者となることから、本設備の保守点検・修理専門の業者である当該業者と随意契約を行うもの。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。